令和５年度

愛知県立一宮東特別支援学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、報告・連絡・相談を心掛け、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、交流及び共同学習や道徳教育を通して明るく素直で思いやりのある心の育成をめざし、人間的に成長できる取組の充実を図ります。

Ⅱ　いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

⑴「いじめ・不登校対策委員会」について

ア　委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、教育支援部主任、養護教諭、学年主任、（担任）

（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ　指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 H25.9.28）

【組織図】

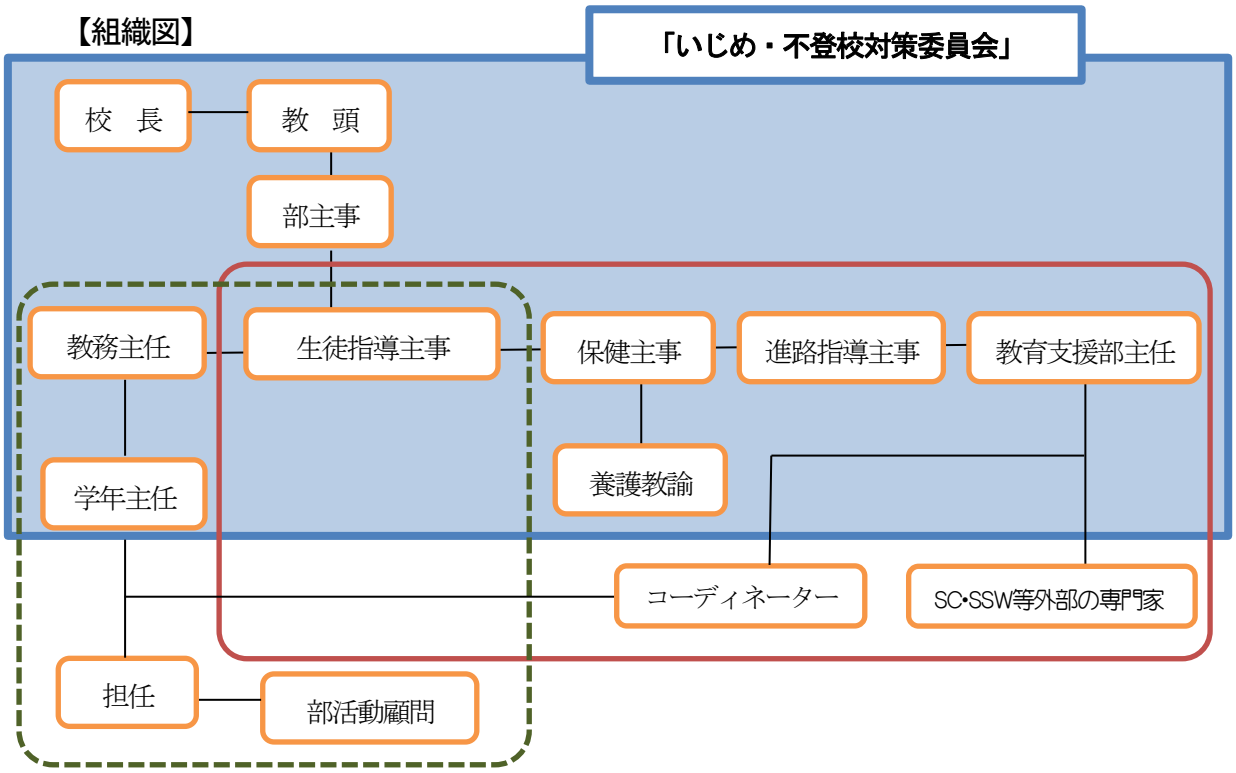

※ □ □ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

⑵「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア　取組の検証（ＰＤＣＡサイクル）

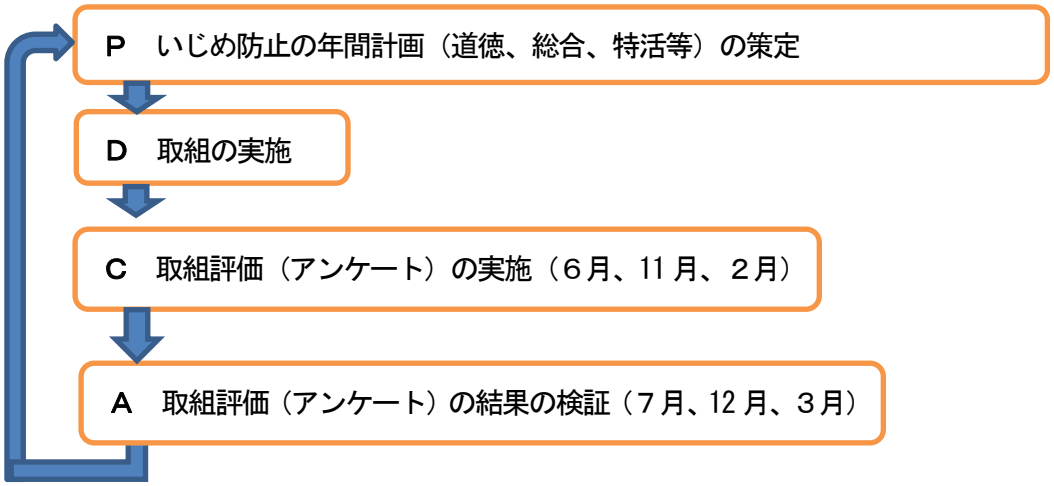

※　取組に対する点検・検証・見直しは、「取組評価アンケート」実施後、いじめ・不登校対策委員会が行う。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ　児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページ等に掲載する。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

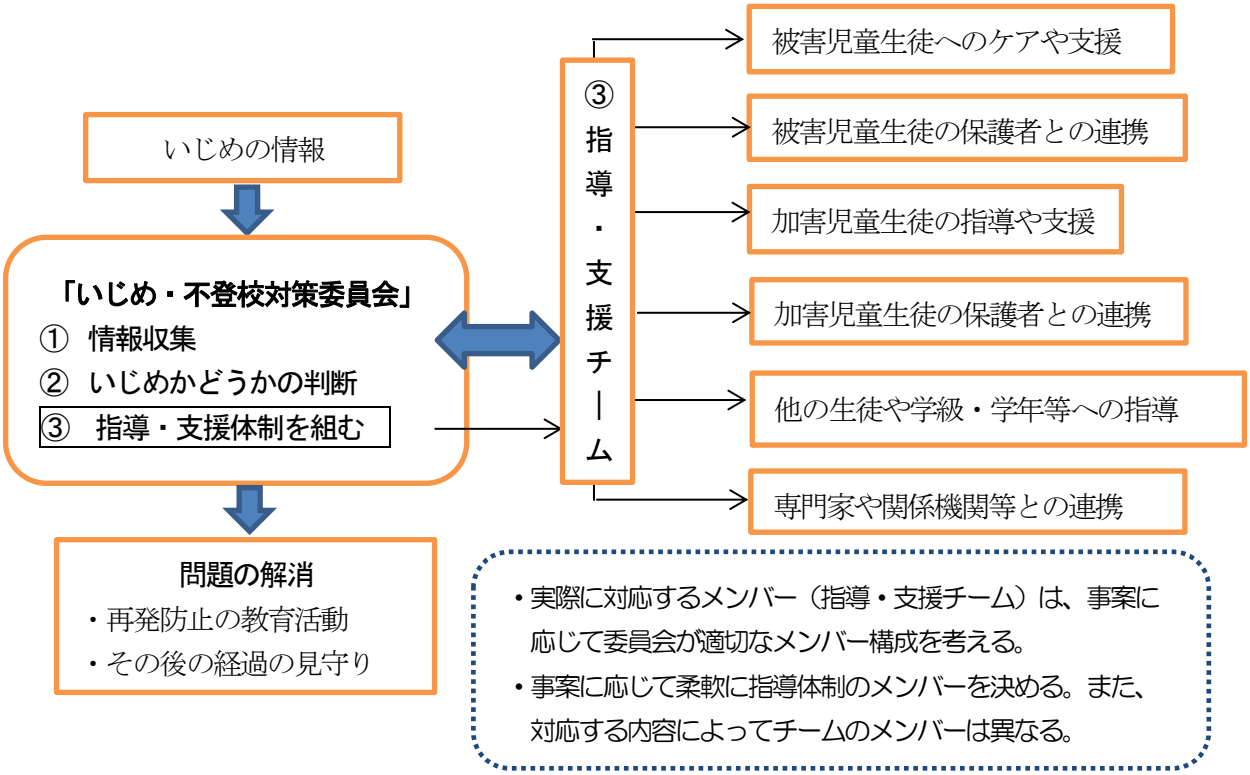

オ　重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

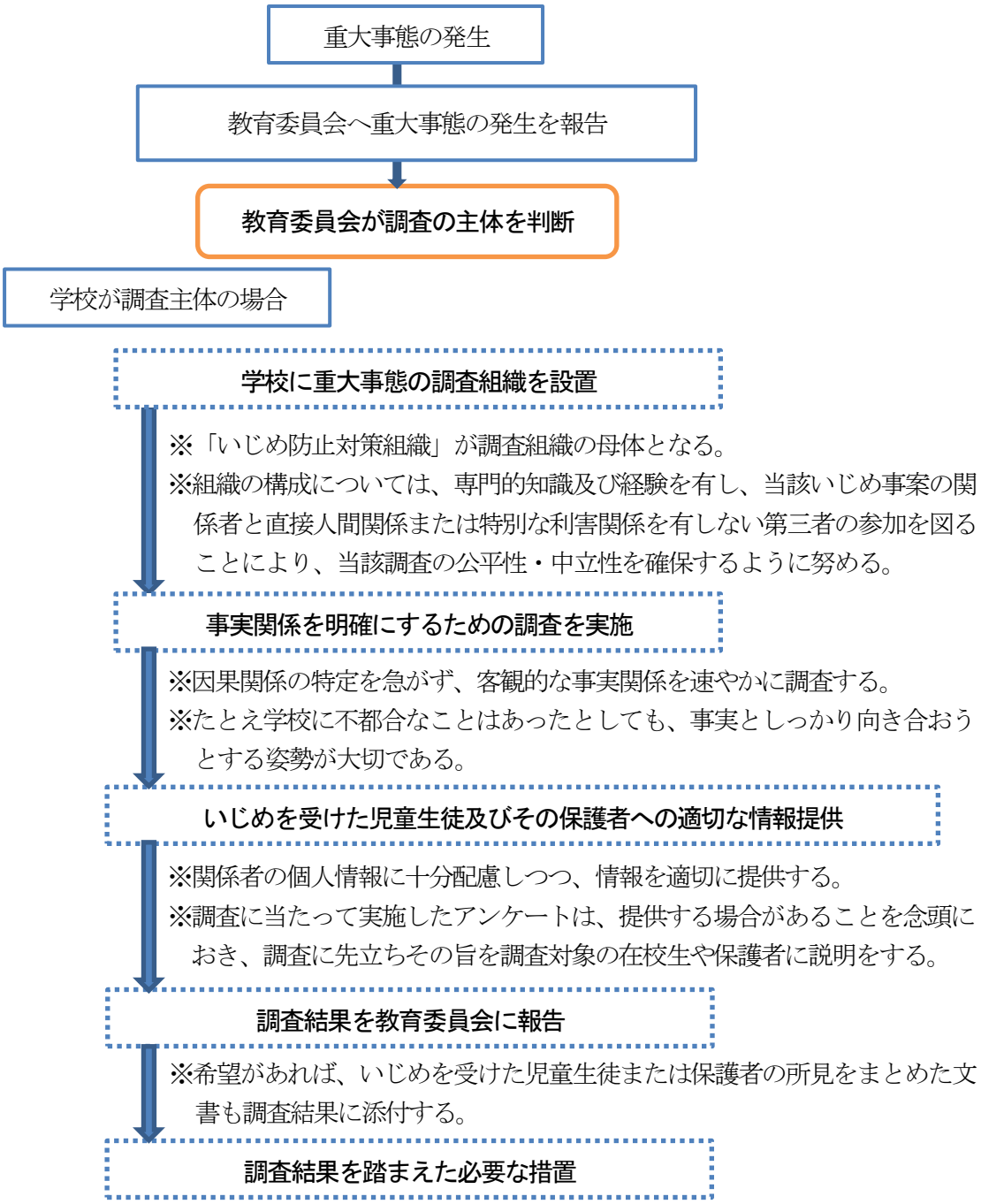

Ⅲ　いじめの防止等に関する具体的な取組について

⑴ いじめの未然防止の取組

ア　研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

イ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。

ウ　公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

エ　体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑵ いじめの早期発見の取組

ア　教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ　いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。

ウ　定期的な「いじめアンケート調査」（年２回）の実施や教育相談の充実を図る。

⑶ いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら特定の職員で問題を抱え込むことのないよう、「いじめ・不登校対策委員会」で、迅速かつ組織的に対応する。

イ　被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　いじめが「解消している」状態後も再発防止に努める。

エ　加害児童生徒には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携の下で取り組む。

カ　いじめが起きた集団への働き掛けを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

⑷ 点検・検証・見直し

ア　取組評価（アンケート）実施

イ　アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況をいじめ・不登校対策委員会で検証

ウ　各部会で報告

（取組の年間計画）

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
４月	○健康調査の実施（毎日）【全学年】㊙ ○授業参観【全学年】㊎ ○部・学年・学級懇談㊎ ○懇談週間【全学年】㊎		○全校職員に基本方針の説明・伝達	○いじめに対する学校の基本方針の明示 ○授業参観 ○部・学年・学級懇談 ○懇談週間
５月				○運動会
６月	○就労体験の実施【中３】㊐ ○産業現場等における実習㊐		○取組状況の確認（アンケート等）	○校内実習参観【高】
７月	○懇談週間【全学年】㊎ ○情報モラル講話【高】㊐	○「私たちの健康〔心と体〕アンケート（いじめアンケート）」の実施【高等部対象者】㊒㊙	○第１回委員会 →検証	○個別懇談 ○学校関係者評価委員会
８月				
９月	○授業参観【全学年】㊎			○授業参観
10月	○産業現場等における実習㊐			○校内実習参観【高】
11月			○現職研修（講話） ○取組状況の確認（アンケート等）	○学校祭 ○学校関係者評価委員会
12月	○人権講話【全学年】㊗ ○懇談週間【全学年】㊎	○「私たちの健康〔心と体〕アンケート（いじめアンケート）」の実施【高等部対象者】㊒㊙	○第２回委員会 →検証	○地域との交流（公民館での販売）【中・高１】 ○個別懇談
１月	○授業参観【小】㊎ ○販売実習【中・高等部】㊎ ○産業現場等における実習【高2】㊐			○販売実習
２月	○懇談週間【全学年】㊎		○取組状況の確認（アンケート等）	○個別懇談
３月			○第３回委員会 →検証 「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会

㊎…教務部　㊒…生徒指導部　㊙…保健体育部　㊐…進路指導部　㊐…情報部　㊗…研修部　㊕…学年

令和５年４月３日策定